

「浄化槽の設計・施工上の運用指針 2015 年版」の正誤について

標題指針について下表の当該箇所の一部誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

頁	章目	位置	誤	正
P12	1.4(8) 2)	本文の上から 6行目	<u>改正前の第 2 及び第 3 に適合する構造のものについては、施行日前に建築工事に着手している場合、改正後の建築基準法第 31 条第 2 項の国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとみなされる。</u>	<u>改正告示の施行の日前に設置された合併処理浄化槽又はこの改正告示の施行の際現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の合併処理浄化槽で、改正前の第 2 及び第 3 に適合する構造のものについては、改正後の昭和 55 年建設省告示第 1292 号の規定に適合するものとみなされる。</u>
P65	3.2	右記の箇所	② (ハ) の (参考) の箇所 平成 7 年告示改正により、嫌気濾床接触ばっ気方式にあつては、ポンプにより沈殿分離槽に汚水を送水する場合、当該ポンプの 1 日あたりの送水量は、1 台ごとに日平均汚水量のおおむね 2.5 倍に相当する容量とされたため。	② (ハ) の (参考) の箇所 平成 7 年告示改正により、嫌気濾床接触ばっ気方式にあつては、ポンプにより嫌気濾床槽に汚水を送水する場合、当該ポンプの 1 日あたりの送水量は、1 台ごとに日平均汚水量のおおむね 2.5 倍に相当する容量とされたため。